

平成22年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

2008年3月1日、XとYは、Yが所有する土地甲及び地上建物乙を、代金1億円(内訳は、甲が7,000万円、乙が3,000万円とされている)でXに対して売却する旨の契約を締結した(以下、「本件売買契約」と言う)。本件売買契約では、同年4月1日に、甲及び乙の引渡し、両者の所有権移転登記、売買代金の支払いを行うことが定められていたところ、これらは約定通りに履行された。

その後、2008年7月になり、Xの子供が学校でいじめられるという事態が生じた。そこで、Xがいじめの原因を調べたところ、その過程で次のような事実が明らかとなった(なお、Xが下記の諸事実を知るに至ったのは2008年8月である)。  
① Yの前主であるAは、2005年4月から甲及び乙をBに対して賃貸していた(「事実①」とする)。  
② 2007年4月頃、借金苦の状態にあったBがその家族とともに乙内で自殺を図り、死亡した(「事実②」とする)。  
③ Aは、乙の内装工事を行った上で、甲及び乙を売却する旨の広告を2007年8月に出したが、買い手がつかなかった(「事実③」とする)。  
④ Aは、甲及び乙を何とかして処分しなかったため、同年10月、甲及び乙の売却代金を5,000万円(内訳は、甲が4,000万円、乙が1,000万円とされている)に値下げする旨の広告を改めて出したところ、Yが購入を希望した(「事実④」とする)。  
⑤ Yは個人で不動産業を営んでおり、甲及び乙を第三者に転売することを目的として購入を希望した(「事実⑤」とする)。  
⑥ Yの購入希望を受けてAとYが交渉を行った結果、2008年1月に、AとYの間で甲及び乙の売買契約(売買代金は5,000万円とされている)が締結された(「事実⑥」とする)。

Xは、自己の子供がいじめにあっている原因が事実②にあることを知り、子供が通っている学校の校区外に新たに不動産を購入して転居することにしたが、しばらくの間、適当な不動産を見つけることができなかった。その後、2009年10月になり、自己の希望に合致する不動産を見つけたXは、本件売買契約を解消した上で、本件売買契約に基づいて支払った代金1億円が不当利得にあたることを理由に、Yに対してその返還を請求することにした。この場合、Xはどのような法律構成に基づいて返還請求をすることができるか。考えられる法律構成を複数あげ、それぞれについてXの主張が認められるか否かを検討しなさい。なお、Xの主張の認否が事実①～⑥または本問におけるその余の事実から明らかとならない場合には、他にどのような事実が存在すればXの主張が認められることになるかを具体的に示して論述すること。

(配点：50点)

(民法)

第2問

「表見代理」と「代理権濫用」につき、それぞれ適切な具体例をひとつずつ出して、その内容を説明しなさい。また、それぞれの条文上の根拠と、理論的な意義について説明しなさい。

(配点：50点)